

外務大臣 河野 太郎 様  
国際協力機構 理事長 北岡 伸一 様

## インドネシア・西ジャワ州インDRAMユ石炭火力発電事業・拡張計画 農民の再不当逮捕および長期勾留に関する緊急要請

国際環境 NGO FoE Japan  
「環境・持続社会」研究センター (JACSES)  
気候ネットワーク

私たちは本年1月と2月に貴省および貴機構に対して、インドネシア・西ジャワ州インDRAMユ石炭火力発電事業・拡張計画（1,000 MW）（送変電設備建設を含む）に係る深刻な人権侵害の状況を指摘し、日本政府・JICAからインドネシア政府側に向けて、日本が支援している事業地での人権侵害について強い懸念を表明するとともに、深刻な人権侵害が起きている事業への支援はできぬ旨をより明確な形で伝えるよう要請しました。しかし、現場では人権状況が改善されるどころか、同拡張計画に反対の声を上げている地元農民に対し、インドネシア政府側の弾圧が依然続いており、大変憂慮すべき状況となっています。

9月24日、昨年12月に一時不当逮捕された農民2名サウイン氏およびスクマ氏が、インDRAMユ県警によって再び不当逮捕されました。インドネシア国旗を上下逆に掲げたという「国旗侮辱罪」の嫌疑で、前回の不当逮捕時には24時間以内に釈放されましたが、依然として容疑者扱いの状況は変わっていませんでした。県警はその後も同罪状で捜査を続けており、9月21日付で両名に召喚状を出していました。9月22日に同召喚状を受領した両名は24日、担当弁護士とともにインDRAMユ県警に赴きました。

同農民2名は、同拡張計画の反対運動や行政訴訟を続けている現地の住民ネットワーク JATAYU（インDRAMユから石炭の煙をなくすためのネットワーク）のメンバーで、積極的に活動を行ってきました。9月24日は、JATAYUのメンバーもインDRAMユ県警前に集まり、2名の不当逮捕を止めるよう抗議の声を上げましたが、県警側は逃亡の恐れ・証拠隠滅の恐れ等を理由に10月13日まで20日間の勾留を決定し、両名は現在、県警の留置所内に身柄を長期勾留される事態となっています。

インDRAMユの現地住民はこれまで、拡張計画反対の横断幕とともに、インドネシア国旗を掲げながら、同計画の中止を求めてきました。今回逮捕されたサウイン氏およびスクマ氏も、昨年12月14日、事業に継続して反対している意思を見せようと、国旗と横断幕を自分たちの村に取り付けました。隣人の証言や証拠写真によれば、「国旗を上下逆に掲げた」という「国旗侮辱罪」が言いがかりであることは明白で、同拡張計画に反対する住民を黙らせようとするインドネシア政府側の弾圧・嫌がらせの可能性が非常に高いと言えます。

また、この時期に本件が蒸し返されている背景には、昨年11月29日、同拡張計画のためのアクセス道路工事をめぐるインドネシア国有電力会社（PLN）の下請け業者との暴力沙汰で、行政訴訟の原告1名を含む住民4名が収監されている件との兼ね合いがあると考えられます。同4名については、今年4月初頭から未決勾留されていましたが、今年8月初めに6ヶ月の実刑が言い渡され、この10月初頭に釈放される見通しです。こちらが終わるのを見計らったかのように、インDRAMユ県警がまた「国旗侮辱罪」の件を持ち出してきていることは、同拡張計画に反対する住民に絶え間なく圧力をかける目

的ともとれます。実際、住民、特にこうした弾圧の直接の対象となっている当人、および、その家族にとっては、日々の生活を奪われ、心身両面で大きな負担を抱えることになっているのは否めません。

事業に反対する住民らが、裁判や平和的な手段で抗議しているにもかかわらず、このような公権力による弾圧を受けるといった状況は、許されるべきではありません。また、こうした公権力による強硬な行為は、住民のなかに恐怖感を植え付けるとともに、少なからぬ住民に萎縮効果をもたらし、反対運動への参加や自由な意見表明を妨げる可能性もあり、人権擁護の観点から大変憂慮されます。このままでは、JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下、ガイドライン）の規定する「ステークホルダーの意味ある参加」は確保されることもなく、また、同様にガイドラインで規定されている「社会的合意」もないまま、抑圧的な形で同拡張計画が進められてしまうことが危惧されます。

開発協力大綱でも、「開発協力の適正性確保のための原則」として、「当該国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払う」ことが明記されており、日本政府は、地域住民が自由に反対の声をあげることができない、つまり、表現の自由など基本的人権や適切な住民参加が確保されていない状況にある事業への支援を決してすべきではありません。資金供与をすれば、人権侵害に加担していることと同じであり、現在の人権状況に満足しているという誤った認識を相手国政府や事業者に与える恐れもあります。

したがって、私たちは、日本政府・JICA に対し、可及的速やかに以下の対応をとるよう要請します。

1. インドネシア政府・PLN に対して、今回の不当逮捕・長期勾留の件に関する事実関係の確認を行ない、当該農民 2 名の無条件釈放を働きかけること。また、再発防止を含む、人権状況の改善を求めること。
2. インドネシア政府・PLN に対して、日本が支援している事業地での地元の軍・警察関係者の関与も含む人権侵害について強い懸念を表明するとともに、深刻な人権侵害が起きている事業への支援はできぬ旨をより明確な形で伝えること。
3. 同拡張計画（送変電設備建設を含む）において、JICA ガイドラインに違反している状況がみられるため、供与中のエンジニアリング・サービス（E/S）借款の貸付を停止すること。また、相手国政府から要請があった場合でも、送変電設備等を含む本体工事への円借款供与の検討を行なわないこと。

繰り返しとなりますが、住民の意味ある参加や表現の自由を著しく阻害するこうした弾圧はあってはならないことです。現地住民の反対・懸念の声を貴省および貴機構が真摯に受け止め、同拡張計画へのこれ以上の公的支援を行なわないことも含め、賢明かつ早急な対応をとっていただけるよう宜しくお願い申し上げます。

以上

#### 【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan（担当：波多江秀枝）

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

Tel : 03-6909-5983 Fax : 03-6909-5986